

令和5年10月26日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は 139 件、うち重大事故等として通知された事案は 40 件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（139 件）
 - （1）関係行政機関より118件（食品－79件、製品－38件、役務－1件）
 - （2）地方公共団体等より 21 件（製品－2件、役務－19件）
 - （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件

2. 重大事故等として通知された事案（40 件）
 - （1）関係行政機関より 26 件
 - 警察庁に報告のあった製品事故の情報（1件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故の情報（25件）
 - （2）地方公共団体等より 14 件
 - 製品事故の情報（2件）
 - 役務事故の情報（12件）
 - （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件

注：これら事案の情報については、被害の発生又は拡大の防止に資するため、関係省庁とも共有する予定。

3. 特記事項

別紙「関係行政機関及び地方公共団体等からの通知」備考欄に記載されたリコール情報については、詳細を「消費者庁リコール情報サイト」で確認することができます。以下のウェブサイトアクセスして御利用ください。

「消費者庁リコール情報サイト」ウェブサイト

PC・携帯 <https://www.recall.caa.go.jp/>

4. 留意事項

これらは、消費者安全法第12条第1項又は第2項及び第29条第1項又は第2項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

<本件に関する問い合わせ先>

消費者庁消費者安全課 三宅、石井

TEL : 03(3507)9263 (直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1231016-01	令和5年8月20日	令和5年10月16日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	神奈川県	
G1231016-02	令和5年9月15日	令和5年10月16日	ノートパソコン	火災	学校で当該ノートパソコンを使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年10月6日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1231016-03	令和5年9月24日	令和5年10月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
G1231016-06	令和5年10月2日	令和5年10月16日	軽自動車	火災	当該軽自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
G1231016-08	令和5年10月9日	令和5年10月16日	軽自動車	火災	当該軽自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	香川県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1231017-02	令和5年9月12日	令和5年10月17日	電気こんろ	火災	当該電気こんろを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
G1231017-04	令和5年9月14日	令和5年10月17日	軽自動車	火災	当該軽自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	山形県	
G1231017-05	令和5年9月28日	令和5年10月17日	電気こんろ	火災	当該電気こんろの上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	令和5年10月17日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1231017-06	令和5年9月29日	令和5年10月17日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
G1231017-07	令和5年10月9日	令和5年10月17日	石油給湯機 (RPH32K: TOTO株式会社 (製造: 東陶ユプロ株式会社(解散)))	火災	当該石油給湯機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、電磁ポンプの制御弁に使用されているリング(パッキン)が劣化して硬化、収縮したことにより器具内に油漏れが発生し、漏れた灯油に引火して火災に至ったものと考えられる。	栃木県	令和5年10月20日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済 平成14年10月24日からリコールを実施
G1231017-08	令和5年10月10日	令和5年10月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を充電中、異音が出たため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年10月20日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1231018-02	令和5年9月27日	令和5年10月18日	ガストーチ	火災	当該ガストーチを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
G1231018-03	令和5年9月3日	令和5年10月18日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
G1231018-07	令和5年9月25日	令和5年10月18日	IH調理器	火災	当該IH調理器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
G1231018-08	令和5年10月2日	令和5年10月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
G1231018-11	令和5年10月16日	令和5年10月18日	エアコン(室外機)	火災	当該エアコン(室外機)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
G1231019-01	令和5年9月25日	令和5年10月19日	電気サウナバス	火災	当該電気サウナバスの電源を入れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和5年10月20日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発 生都道府県	備考
G1231019-02	令和5年7月25日	令和5年10月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器から出火する火災が発生。	埼玉県	
G1231019-03	令和5年10月3日	令和5年10月19日	携帯型電気冷蔵庫(充電式)	火災	当該携帯型電気冷蔵庫(充電式)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
G1231019-05	令和5年10月14日	令和5年10月19日	電気こんろ	火災	当該電気こんろを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	
F1231020-01	令和5年10月18日	令和5年10月20日	電気あんか	火災	当該電気あんかを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
G1231020-01	令和5年7月29日	令和5年10月20日	カセットこんろ	火災	当該カセットこんろを焼損する火災が発生。	静岡県	
G1231020-02	令和5年9月17日	令和5年10月20日	ガスカートリッジ分離型ガスこんろ	火災	当該ガスカートリッジ分離型ガスこんろから出火する火災が発生。	岡山県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1231020-03	令和5年9月24日	令和5年10月20日	自動二輪車	火災	当該自動二輪車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
G1231020-05	令和5年10月10日	令和5年10月20日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
G1231020-07	令和5年10月17日	令和5年10月20日	特殊自動車	火災	当該特殊自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	

※ 管理番号:警察庁(F)、総務省消防庁(G)から通知のあったもの

別紙

■地方公共団体等からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
231016-001	令和5年4月12日	令和5年10月16日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、利用者が車椅子から立ち上がったところ、左側に転倒し、救急搬送。3日後に再受診し、左足打撲等の重傷。当時、当該車椅子の左側ブレーキが止まっていなかったため、転倒を招いた。	埼玉県	
231016-002	令和5年4月23日	令和5年10月16日	介護サービス	死亡1名(90歳代)	介護施設において、利用者が食べ物を詰まらせ、病院に救急搬送されたが、その後、死亡が確認された。当該利用者が食事に使用していたスプーンの大きさ(一口の量)が適切ではなかったため誤嚥を招いたと考えられ、当該施設の安全配慮が不足していた。	埼玉県	
231016-003	令和5年3月22日	令和5年10月16日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、職員が利用者を車椅子に乗せて外気浴をしていたところ、当該利用者が当該車椅子から前方に転倒し、左眼眼窩骨折の重傷。当時、当該職員は他の利用者の見守りも同時に行っており、走行中の当該車椅子の安全確認が不足していた。	埼玉県	
231016-004	令和5年4月21日	令和5年10月16日	介護サービス	重傷1名(90歳代)	介護施設において、利用者が居室で転倒し、左大たい骨頸部骨折の重傷。当時、当該利用者のセンサーが反応したが、職員は他の利用者のトイレ介助を優先したため、訪室が遅れた。	埼玉県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
231016-005	令和5年3月13日	令和5年10月16日	介護サービス	重傷1名(70歳代)	通所介護施設において、車椅子から椅子へ移乗介助する際に、当該椅子に利用者の右脇がぶつかり、右肋骨骨折の重傷。職員は、麻痺のある身体の右側から当該利用者を座らせようとしたため、安全に移乗することができなかった。	埼玉県	
231016-006	令和5年4月10日	令和5年10月16日	介護サービス	重症1名(70歳代)	介護施設において、利用者が食べ物を詰まらせ、病院に救急搬送されたが、誤嚥性肺炎の重症。当該利用者は、嚥下機能の低下が見られたが、食事介助のペースが速かった等の職員の安全配慮が不足していた。	埼玉県	
231016-007	令和5年4月13日	令和5年10月16日	介護サービス	死亡1名(80歳代)	介護施設において、利用者が食べ物を詰まらせ、病院に救急搬送されたが、その後、死亡が確認された。当時、職員は他の利用者の介助を行っていたため当該利用者の観察が足りず、また、当該利用者の食中・食後の安静な姿勢保持ができていなかった等の安全配慮が不足していた。	埼玉県	
231016-008	令和5年4月15日	令和5年10月16日	介護サービス	重傷1名(90歳代)	介護施設において、入浴を終えた利用者が未施錠の職員用扉から廊下に出た際に、バランスを崩して転倒し、左大たい部頸部骨折等の重傷。職員は、当該職員用扉を施錠し忘れた中、当該利用者は出入りが狭い当該扉を利用してしまった。	埼玉県	
231016-009	令和5年4月12日	令和5年10月16日	介護サービス	重傷1名(90歳代)	介護施設において、利用者が居室で転倒し、右大たい骨部骨折の重傷。当該利用者は転倒リスクが高い者であったが、当該利用者のセンサーが反応した際に職員は他の利用者の介助を優先したため、訪室が遅れた。	埼玉県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
231016-010	令和5年3月26日	令和5年10月16日	介護サービス	重傷1名(90歳代)	介護施設において、利用者が居室のベッド下で転倒し、右大たい部頸部骨折の重傷。当時、転落時の重症化予防のために設置するベッド横のマットが敷かれていなかった。	埼玉県	
231016-020	令和5年4月14日	令和5年10月16日	折りたたみ自転車	重傷1名	当該折りたたみ自転車で走行中、フレームが破断し、転倒、口を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	令和5年8月4日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
231017-006	令和5年5月4日	令和5年10月17日	ロフトベッド	重傷1名	当該ロフトベッドの床板に片足を乗せたところ、床板ごと当該製品から床に落下し、腰を負傷した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年6月2日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
231019-001	令和5年7月30日	令和5年10月19日	介護サービス	重傷1名(90歳代)	介護施設において、職員が目を離した際に、トイレの便座に着座しようとしていた利用者が、バランスを崩して転倒し、右恥骨骨折の重傷。	山形県	
231019-004	令和5年8月22日	令和5年10月19日	放課後児童クラブ	重傷1名	放課後児童クラブにおいて、児童が長机の上に勢いよく乗ったところ、当該長机が倒れ、近くにいた別の児童の左手が当該長机の下敷きとなり、左手中指を骨折する重傷。当該長机は、使用時以外は畳んで置くことになっていたが、片付けられていなかった。	東京都	